

令和4年度 第3回小平市図書館協議会要録

1 日 時 令和4年9月20日(火) 午後2時から3時35分まで

2 会 場 中央図書館 2階会議室

3 出席者 委員：落合会長、大沼副会長、神子委員、栗林委員、伊藤委員、小林委員、齊川委員、菅野委員、安形委員、岡本委員、計10名(欠席2名)
事務局：利光中央図書館長、藤田(中央図書館長補佐兼庶務担当係長)、岡村(花小金井図書館長)、原(中央図書館サービス担当係長)、田中(中央図書館資料担当係長)、恒岡(中央図書館歴史公文書担当係長)、加納(上宿図書館長)、計7名

4 傍聴者 なし

5 配付資料

- ・小平市立図書館職員の異動について (資料No. 1)
- ・小平市立図書館行事等の報告と今後の予定 (資料No. 2)
- ・第4次小平市子ども読書活動推進計画 令和3年度進捗状況 (資料No. 3)
- ・歴史公文書の利用開始について (資料No. 4)

6 議事

(1) 報告事項

①図書館運営状況について

- ・図書館行事等の報告と今後の予定について(資料No.2)

事務局： 前回の協議会(7月5日)から次回協議会(11月10日)開催までの行事予定を記載している。

- ・7月5日(火)に、中央図書館で乳幼児向けの絵本のへやを開催し、6組の参加があった。
- ・7月14日(木)になかまちテラスティーンズ委員会を開催した。
- ・7月15日(金)に、仲町図書館で小平第一中学校の1年生を対象に商用データベースの利用説明会を開催した。
- ・7月20日からは、よるのおはなし会を中央図書館及び各地区図書館で開催した。
- ・7月26日以降、教員研修の受け入れを行った。
- ・8月13日と14日には夏休み家族一日図書館員を予定していたが、新型コロナウイルス感染症第7波の急速な拡大により、やむを得ず中止とした。
- ・8月25日に、なかまちテラスティーンズ委員会を開催した。
- ・9月6日に、中央図書館で絵本のへやを開催し、10組の参加があった。

- ・ 9月22日には音訳ボランティアを対象とした音訳者講習を行った。10月27日にも開催を予定している。

②第4次子ども読書活動推進計画 令和3年度進捗状況について（資料No.3）

事務局： 本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定し、「小平市教育振興基本計画」や関連する個別計画との整合を図りながら、小平市における「子ども読書活動の推進」に向けた施策の基本的な方向を示すものである。

計画の目的は、0歳から18歳までの子どもの読書活動を推進するために、家庭・学校・地域・図書館等が連携し、小平市における子どもの読書環境の整備を総合的、計画的に推進することを目的としている。

第4次計画の対象期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間で、令和3年度は本計画の2年目である。

進捗状況について、計画では42の施策項目を設けているが、これらを「家庭」「学校等」「図書館・地域」に分けて取りまとめている。

1ページからの「家庭における読書活動の推進」での、特徴的な事項は、No.1の「乳幼児とその保護者へのサービス」で、令和3年10月から乳幼児と保護者が気兼ねなく図書館に滞在できる乳幼児タイムを再開した。

No.2の「ブックスタートの実施」では、3～4か月児健康診査時に、絵本と、赤ちゃん絵本リスト、図書館の利用案内をセットにして手渡した。コロナ禍以前は対面で絵本の読み聞かせを行っていたが、感染予防のため読み聞かせは中止した。現段階でも読み聞かせは中止している。

No.3の「図書館における行事の定期的な開催」では、11月以降、感染症対策を講じておはなし会を再開した。

4ページからの「学校等における読書活動の推進」では、No.4の「学校における市立図書館資料の活用」で、図書館から調べ学習用図書の貸出と、令和2年度は休止していた学級文庫への貸出を実施した。

7ページからの「図書館・地域における読書活動の推進」では、No.6の「子どもたちにとって魅力ある図書館の環境整備」で、中学生・高校生を対象とした「なかまちテラスティーンズ委員会」を開催し、委員の中高生たちが、大賞に選んだ本の翻訳者と交流会を開催し、読書に対する興味や関心の高揚に寄与した。また、各図書館において読書のきっかけになるような歴史等の学習マンガを導入した。

③歴史公文書の利用開始について（資料No.4）

事務局： 概要は、「小平市公文書等の管理に関する条例」の規定により、令和4年10月から保存期間を満了した公文書のうち、歴史公文書に該当する公文書の教育委員会・図書館への移管及び特定歴史公文書の利用が開始される。

既にこの条例の規定により、公文書の作成時に、保存期間を設定し、保存期間満了前の、できるだけ早い時期に、歴史公文書として保存するのか、それとも廃棄するのかを、各実施

機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会）において、あらかじめ決定することとしている。

各実施機関においては、歴史公文書を選別するための歴史公文書選別基準を定め、それを基に、歴史公文書として選別するか否かを決定する。現在、各実施機関において、選別基準制定の手続きを行っているところである。

特定歴史公文書とは、保存期間が満了した公文書のうち、歴史的に価値があるものとして図書館に移管されたものが特定歴史公文書となり、原則として永久に保存されることとなる。何らかの理由で廃棄する場合には小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問をした上で廃棄をすることとしている。

利用開始日は本年10月1日（土）。

利用の受付時間は、中央図書館の休館日を除く、開館時間内となる。具体的には月曜から木曜の午前10時から午後7時まで、土日祝日の午前10時から午後5時までとなる。

利用受付窓口は中央図書館2階の参考室で、誰でも利用が可能である。

利用方法は、目録に記載されたファイル名称などを、利用請求書に記載して窓口に提出する。利用請求を行った資料は、通常14日以内に利用決定がなされ、その後中央図書館で閲覧ができるようになる。

利用請求の費用は無料だが、コピーをする場合には1枚あたり10円を負担いただく。

目録はホームページ上でも公開をしていく。

制度開始の10月1日時点で目録に記載され利用可能な文書は、昭和37年度以前に作成・取得した文書の中から約100点を予定している。

今後、各実施機関による選別が進むにつれて、目録に記載の文書が増えるため、目録も順次改訂する。既に30年の保存期間を満了した公文書は文書保存箱に約3,000箱あり、今後5年程度かけて目録に記載していく予定である。

広報については、10月1日号の市報およびホームページに掲載する。

④市議会9月定例会について（資料なし）

事務局： 市議会9月定例会における一般質問において、図書館に関連する質問はなかった。

9月議会に上程された補正予算第4号のうち、図書館関連では、2,867万円の増額で、そのうち、2,369万円は電気料金の値上げに伴う増額補正である。

中央図書館では231万円の施設修繕と、中央・地区図書館で267万円の椅子等の買い替えを計上した。今月末の市議会最終日で予算が議決されたのちに契約等の手続きに入る。

⑤大沼図書館の臨時休館について（資料なし、会議日程記載なし）

事務局： 大沼図書館は、併設する大沼公民館のホールと音楽室の空調設備が故障しているおり、修理に伴って図書館・公民館全体で使用している電気の変圧器を増強する必要がある。そのため、10月3日（月）に停電を伴う作業を実施するので、臨時休館となる。

会長： (1)の報告事項について、質問等はあるか。

- 委員 : ①図書館運営状況について、教員研修の受入は、本人が研修したい内容等を事前に提出しているのか、図書館側がカリキュラムを組んで実施するのかどちらか。
- 事務局 : 本人からの要望というよりは、図書館側でカリキュラムを組み、最初に概要説明等を行い、その後、職員が行う作業的な業務等を組み合わせて実施している。
- 委員 : 具体的にはどのようなことを行うのか。
- 事務局 : 最初に、図書館運営全般についての概要説明等を行う。作業としては本の整架、排架、修理などである。
- 委員 : 受入は図書館だけなのか。平櫛田中彫刻美術館やふれあい下水道館などでの受入もあるのか。
- 事務局 : いくつかの部署が受け入れているが、当該施設で受け入れているかどうかは分からない。
- 委員 : 研修を受ける教員は満足しているのか。
- 事務局 : 終わった後の感想などでは、有意義な研修であったというお礼はいただいている。
- 委員 : 改善の余地があるのではないかと。例えば、民具庫や古文書などの資源を活用すれば、研修の効果も上がるのではないかと。図書館がどのようなカリキュラムを組み、どういった研修を行っているのか、具体的なことを知りたい。研修に来ている方が満足しているなら良いが、不満もあるのではないかと。
- 事務局 : 限られた日程、限られたスケジュールの中で実施しているが、余裕のある時は古文書の資料室を開けて見ていただくこともある。日にちや曜日が一定ではないため、受け入れの体制も一定でない部分はある。
- 委員 : 相互にとって効果のあるものになると良い。方法を模索し、工夫してみてもどうか。図書館がただ単にカリキュラムを組むのではなく、何を学びたいのか本人と話し合うなりして、希望を聞いてはどうか。
- 委員 : ②第4次子ども読書活動推進計画について、資料 No. 3、5 ページの No.6 「学校図書館担当教諭の資質向上」について、学校図書館司書教諭等連絡協議会は、年1回しかないにも関わらず、中止にするのはどうなのか。Zoom などを活用して実施すべきだったのでは。7 ページ「図書館・地域における読書活動の推進」での No.2 「小・中学校向けの「夏休みおすすめ本リスト」の作成・全校配布」で、令和3年度実績として「市立小・中学校の子どもたち全員」とあるが、私立小・中学校は対象に含まれないのか。
- 事務局 : 学校図書館司書教諭等連絡協議会について、今後同様の状況になった場合は Zoom の活用も検討していく。
- おすすめ本リストの配布については、市立小・中学校が対象である。私立小・中学校の児童・生徒も利用カードがあれば小平市立図書館を利用できるため、来年度以降、私立学校への配布も検討していく。
- 委員 : 「学校」と記載があるものは、基本的に「市立小・中学校」という意味なのか。
- 事務局 : 基本的には市立小・中学校という意味である。
- 委員 : 私立小・中学校は基本的には入らないという解釈なのか。対象としないということか。
- 事務局 : 子ども読書活動推進計画に記載のものについては、基本的に市立小・中学校という解釈

である。

委員：それで良いのか、今後は検討してほしい。

前回の図書館協議会での報告で、事業統計において小川西町図書館のレファレンス件数が多い理由として、地域性や、福祉的な事柄について調べる人が多い地域であるという回答があった。小川西町の新図書館で指定管理者制度を導入した場合、レファレンスができる人材を担保できるのか。指定管理者制度を導入するのであれば、人材の担保について検討してほしい。

事務局：小川西町図書館の運営方法については、検討中であり決定していない。他市の事例でいうと、指定管理者制度を導入し、レファレンスを重視する場合などは、司書の有資格者の割合を指定した上で、指定管理業者を決定するなど、専門性を担保していると聞いている。仮に小川西町図書館に指定管理者制度を導入するのであれば、同様に担保していく必要があると考えている。

委員：②第4次子ども読書活動推進計画で、資料No. 3、5ページのNo.9「小・学校の学校図書館の機能の充実」で、具体的な取組として「学校図書館協力員の名称を学校司書へ変更を検討」の記載があるが、「学校図書館協力員」の名称は導入当初から「学校司書」にすべきだった。「学校図書館協力員」では、ボランティアとの違いがはっきり伝わらない。名称を変更するだけでなく、学校司書としてふさわしい、専門性・勤務形態といった実体を伴うべきである。

事務局：学校図書館協力員について課題があることは認識している。現時点では検討している段階である。

会長：資料No. 3の「第4次小平市子ども読書活動推進計画」は、すでに庁内に報告されているのか。

事務局：そのとおり。

委員：学校図書館協力員については、同じ人が月曜日から金曜日まで同じ学校を担当できる体制ができると良い。一方で、学校図書館協力員の名称については、図書館法の改正前に小平市が先駆けて行った結果であるため、やむを得ない部分もある。

指定管理者制度導入の際は、小川西町図書館がレファレンスの件数が多いのであれば、仕様書の中に「レファレンス対応ができる人員を配置すること」といった文言を記載していくという方法が考えられる。

資料No. 2の「小平市立図書館行事等の報告と今後の予定」について、10月22日(土)の古文書展示「古文書からみるアウトロー(仮)」の内容はどのようなものか。

事務局：小平市内に伝わる古文書の中に、アウトローとされた人物についての様々な資料があるため、それらを展示するものである。

委員：アウトローについては、市史にも記載がある。江戸時代のアウトローには、善人と悪人の両面性があり、岡っ引き(江戸時代、町奉行に属した同心の下の協力者)が、一方でヤクザだったりする。上手く使えば庶民の味方にもなる、といったおもしろさがある。

委員：タイトルだけで興味がわく展示であるので、市の広報だけでなく、マスコミに取り上げてもらうなどすれば、図書館の宣伝になるのではないか。見識ある方に解説してもらうの

も良い。

- 会 長 : 展示のほか、座談会などの予定はあるのか。
- 事務局 : 座談会の予定はないが、宣伝方法については検討していく。
- 委 員 : 今展示している「かわらばん」の展示についても、「かわらばん」とは何かの説明を入れておくとよい。瓦に書いたから「かわらばん」ではない。木版かコンニャク版であり、粗悪なもので刷ったために「かわらばん」という名称になっている。
- 委 員 : 資料 No. 3「第4次小平市子ども読書活動推進計画」について、以前、学校図書館図書標準が中学校では101%で達成しているが、小学校が92%で若干達成できていなかったと認識している。第4次で、学校図書館図書標準について記載がないのは達成されたため記載がないということか。
- 事務局 : 資料が手元になく不明だが、ある程度達成されたので、第4次では記載していないのではないか。
- 委 員 : 学校図書館図書標準については様々な意見があるが、個人的には達成すべき最低基準であると考えている。92%であれば、なんとなく達成しているように感じられるが、100%が標準であると考えている。確認した上で、100%達成できていないのであれば、次の計画には記載をしてほしい。
- 委 員 : 資料 No. 4「歴史公文書の利用開始について」で、一番難しいのは保存方法である。印刷媒体によって保存方法が異なるため、媒体ごとに保存方法を考えなければ、文書は100年耐えられない。
- 事務局 : ご指摘のとおり、時代や資料によって保存の方法や劣化の仕方が異なる。戦中、戦後すぐの資料は紙の質が悪いこともあり状態が良くなく、劣化も早い。保存方法については、これまでの古文書の経験を活かしつつ、国や東京都の情報も収集しながら研究していく。
- 委 員 : 戦後直後の紙はコピーをただただでボロボロになってくる。そのような際は、他の方法でのバックアップを取らなければならない。バックアップの方法も1種類ではなく、2、3種類の方法で取ることが望ましい。
- 委 員 : 30年保存の文書の中から選別した文書のみ保存するのか。あるいは、これまで10年保存だった文書の見直しなども行うのか。
- 事務局 : 以前の市の基準では永年保存があったが、永年を見直して30年保存とした。30年保存のほかに10年保存の文書があるが、それらも歴史的価値があると判断されれば、歴史公文書として保存する。この手続きを条例で規定し、制度として始めたものである。
- 委 員 : 永久保存は不可能である。何十年かに一度複写しなおして保存しておくことになる。近代の文書は原本での永久保存は不可能である。古い和紙や墨であれば可能である。
- 委 員 : 約3,000箱も中央図書館や地区館に保存場所はあるのか。
- 事務局 : 現在、市役所の書庫に保管している。中央図書館にはスペースがないため、当面は目録を作成した後、中性紙の専用箱に移し替えて、市役所の書庫で引き続き保存することになっている。
- 委 員 : 戦後直後の酸性紙を使用した文書については、現状で繊維が切れているはず。複写するにしても、扱うだけで崩れてしまう状態ではないか。早急にデジタル化か複写を行う必要

がある。小平市史にとって、永年保存とされていた文書は貴重なものである。研究や計画も重要だが、状態の悪い文書から一刻も早く、少しずつでも、複写なりの保存の活動を始めるべきと考える。

会 長 : 歴史公文書の利用開始にあたり、市の予算はどの程度か。

事務局 : 中性紙の保存箱を購入する予算と、人員配置を行っている。

会 長 : 本気で歴史公文書の保存に取り組むのであれば、予算を獲得すべきである。

委 員 : 市で特定歴史公文書に該当する文書は具体的にどのような性質・内容のものか。

事務局 : 各実施機関で選別基準を設けている。具体的には、町名変更についての文書等が該当する。

委 員 : 過去に、小平市史が短い期間で編纂できたのは、古文書の存在があったからである。近代については文書が集まっていなかったため遅れた。保存にはお金が必要で、ただ物置に置いておけばよいというものではない。

会 長 : 各実施機関に選別基準の作成を任せても、古文書のことを理解し、選別できる職員がどれだけいるのか。制度や文書の全体像を俯瞰することができる人が取り組むべき業務であろう。各実施機関に任せたら、10年保存にしてしまう。中身まで見て歴史的価値を選別できる人がどれくらいいるのか。

事務局 : 各実施機関の職員も異動で入れ替わるため、10年保存となっている文書については簡単に廃棄されてしまう可能性も捨てきれない。しかし、10年保存の文書で「廃棄」とされた文書あっても、総務課と図書館でチェックを行い、拾い上げて行く体制が小平市の歴史公文書の特徴である。

委 員 : 選別基準の参考としては、個人情報保護法との関係が参考になるのではないか。例えば学校であれば、学籍簿というものがあるが、成績などの内容については卒業後5年程度で廃棄と決まっている。そういったことも一つの基準になるのではないか。

事務局 : 法令で決まっているものがあれば保存期限は法令に従う。

委 員 : 学校司書がなぜ必要かといえば、学校に子どもを成績で評価しない大人がいる、ということが大切だからである。不登校の児童・生徒が学校図書館や保健室にいたりするが、学校司書や養護教諭がカウンセラーの役割も果たしている。

委 員 : 資料No. 3「小平市子ども読書活動推進計画」について、1ページNo. 2の「ブックスタートの実施」で、読み聞かせのボランティアは全体で何名くらいか。

事務局 : 50名程度である。

委 員 : 4ページのNo. 4「学校における市立図書館資料の活用」で、今後の展開等に「調べ学習用の図書の充実を図っていく」とあるが、現在は開架の本が調べ学習用の図書となっているのか。あるいは開架の本を貸し出しているのか。

事務局 : 調べ学習用に貸し出している図書は、開架の図書である。

委 員 : 複本はあまりないということか。足りないのではないか。各館から集めているのか。

事務局 : テーマ毎に毎回必要部数を各館からも集めて貸出を行っており、足りているものと認識している。

委 員 : 7ページNo. 2の「小・中学校向けの「夏休みおすすめ本リスト」の作成・全校配布」に

ついて、おすすめ本はどの程度借りられているか。

事務局 : 小学校低学年は用意した本が全て借りられ、予約も多くされている。中学年までも多く借りられている。しかし、高学年からはそれ程多くなく、中学生はあまり借りられていない状況である。

委員 : おすすめ本に限らず、小学生はたくさん読んでいるが、年齢が上がるにつれ読まなくなる傾向がそのまま反映されているということかと思う。効果がどの程度出ているのか疑問に思う。良い事業を実施しているので、その効果が出て子どもたちが本をたくさん読むようになっているとすれば素晴らしいことである。ただ継続してリストを配布しているだけではもったいない。どう考えているか。

事務局 : おすすめ本リストの配布については、効果を可視化することは難しい。おすすめ本は特設コーナーに別置しているが、低学年、中学年は夏休み中そこからの貸出は多いという印象を受けている。ただし、高学年、中学生への貸出が少ないことは課題である。

委員 : 子ども読書活動推進計画は何度も改訂しているが、どうしたら子どもが本をたくさん読むようになるのか課題として考えている。何かしなければいけないが、ただ継続していくだけではいけないのではないか。今後計画を新しく策定する際には、そのあたりを考えていく必要があると考える。

委員 : 歴史公文書の利用開始について、記録媒体として、1990年代にはコンピューターに記録すればいいといわれたこともあった。しかし、記録媒体は常に変化、技術革新をしており、コンピューターでバックアップをとることも難しい。そのような変化については、専従する職員がいれば目配りができる。学芸員なり、司書なりの専門家を配置するところから始めるべきである。

委員 : 資料 No. 2 の「小平市立図書館行事等の報告と今後の予定」について、7月15日(金)の夏休み商用データベース利用説明会は、利用上限数を超えるほど利用が多かったというが、広報や企画が良かったのか、子どもたちの関心がデジタル的なものに向かっているのか。

委員 : 小平第一中学校1年生の生徒に向けて行った授業の一環である。生徒にとって情報活用能力が重要になる中、情報源が非常に多い中で商用データベースは一つの信頼できる情報ソースである。休館日に対応していただき、学習の機会をいただけたことは、中学生にとって貴重な体験であった。

もちろん、書籍は大切であり、基本的には本を使って調べるよう指導している。多様な情報がある中で、正確な情報の中から、自分に役立つ情報をつかみ、加工し、発信できるという力をつけていきたい。

委員 : 非常に重要なことである。これからの教育の中で行っていかなければならないことではあるが、学校教育のカリキュラムの中に組み込まれているものなのか。

委員 : 具体的にはない。

また、学校図書館図書標準について、予算のない市ほど、図書標準が達成できないため、図書を廃棄しないと言われることがある。そのために、調べ学習に向かない古い本まで残っていることがある。廃棄すべきは廃棄した上で、図書標準を担保することが大切だと

考える。

- 委員：何を廃棄して何を残すのかという基準を作る人が大切である。
- 委員：学校司書に専門性を発揮してほしい。
- 委員：専門的な知識や経験のある人材が絶対に必要である。
- 委員：先ほど、歴史公文書の選別に必要なのは司書なのか、学芸員なのかという点について、欧米では文書を扱う資格として、アーキビストというものがある。日本でもそのような動きはあるが、資格化するまでは至っていない。実力のある若い人は欧米のアーキビストの学校へ行き、日本に戻って来れば相当重宝されると考える。
- 会長：重宝されるが、国家資格としては認められていない。
- 委員：認められないが、日本で文書をきちんと扱うという技術に関しては、専門教育を受けた方という扱いになるだろう。
- 委員：アーカイブズとは、「ギリシャの時代から教会が持っている文書を読み解ける人」を起源としている。欧米で学んだ資格であればそういったことにつながっているだろう。民間では資格として設定する機関もあるようなので、考えて採用してくると良いのではないか。
- 委員：日本アーカイブズ学会というものがある。
- 事務局：市の審議会でも、アーカイブ学専門の方に入っただき助言を受けている。アーキビストの資格についてはスタートしたばかりであるが、資格取得にはハードルが高く、全国でも該当する人は少ないと聞いている。国立公文書館から研修の紹介などもあるので、職員を派遣して知識の習得に努めていく。
- 委員：アーカイブズという言葉の持つイメージから、現代のデジタル化に対応するという方向に知識が偏ってしまうのではないかという懸念がある。本は、大きさや形態、質感、実体を知ることがとても重要である。
- 会長：アーキビストの資格の話が出てくるのであれば、やはり司書は必要である。市では学芸員を採用しているにも関わらず司書を採用しないのはなぜか。学校司書やボランティアの協力員といった人材を束ねるためにも図書館の運営に関わることができる専門職が一人、二人必要である。
- 委員：学芸員は鈴木遺跡の関係と平櫛田中彫刻美術館にいる。専門職がないのは、図書館だけである。
- 会長：学校司書については、司書資格がある人が望ましいということで採用しているので、有資格者が多い。だが、図書館に有資格者がいないのはおかしいのではないか。
古文書にしても、歴史公文書にしても、司書がいないと難しい。
- 委員：資料 No. 3 「小平市子ども読書活動推進計画」における、図書館の環境整備について、新しい小川西町図書館と従来の図書館と異なるところはどこか。また、かつての図書館は席について本を読む場所であったのが、今は幼児が寝転んで本を読めるように変わってきている。一方、静かに読書をしたい人にとっては、広いスペースに不安を感じる人もおり、小さな衝立で区切られたスペースが必要になる。そういった小さな環境づくりについては、これからどう進めていくのか。
- 事務局：ご指摘のとおり、図書館の環境は少しずつ変化してきている。小さな子が多少話せる場

所も必要であり、一方で落ち着いて本を読める場所も必要である。今後はある程度の音は許容されるゾーンと、従来通りの静かなゾーン、静と動の使い分けができる環境整備を進めていかなければならないと考えている。新しい小川西町図書館はそれらが実現していくと考えている。

委員：昔は音の出るゾーン、出ないゾーンの2段階の空間でゾーニングしていたが、最近子どもたちの声が出て良いゾーンと、中高生でも多少話しても良いゾーンがある。さらに増加しているのがパソコンの打鍵音を許容する、つまりコンセント付きの閲覧席のエリアと、打鍵音すら許容しない静粛なエリア、の4段階くらいに分けているところもある。新しい小川西町図書館も、今からでも2種類でなく4、5種類くらいに複数に分けられると、様々な利用者に対応できるので、利用者の不満のない図書館になるのではと考える。

委員：新しい小川西町図書館は、5階に大人と公民館のゾーン、4階に児童とキッズスペース、つまり子どもたちが騒いでも良いゾーンと公民館のロビーといった区割りであり、静かなゾーンとにぎやかなゾーンに分かれてはいる。

委員：大人のスペースだけでも、コンセントのある閲覧席と、ない閲覧席を少し離すなどの工夫はできるのではないか。

事務局：新しい小川西町図書館に関しては、最も静粛性を求める方には仕切られた空間で、外の音が入らないスペースがある。それ以外は5階の大人のフロアで多少話せるスペースがあり、4階の子どものフロアでは音も出てくる、というイメージとなる。

会長：コンセントの数を多くしてもらうことを要望すべき。コンセントを作ることは簡単だが、電気容量の問題がある。コンセントの数を用意しておけば利用者は使い勝手が良くなる。

事務局：コンセントはある程度設置されることとなる。

(2) 協議事項

なし

(3) その他

なし

以上

(次回、令和4年11月10日(木)午後2時から開催予定)